

貨物自動車運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名：
貨物軽自動車運送事業の経営の届出
- ② 手続根拠：
貨物自動車運送事業法第36条
- ③ 手続対象者：
貨物軽自動車運送事業の経営をしようとする者
- ④ 提出時期：
貨物軽自動車運送事業の経営を開始する前
- ⑤ 提出方法：
貨物軽自動車運送事業経営届出書及び必要書類を添付して、当該事案を管轄する運輸支局長、神戸運輸監理部長又は陸運事務所長に提出して下さい。
- ⑥ 手数料：
なし
- ⑦ 添付書類・部数：
貨物自動車運送事業法施行規則第32条第2項
- ⑧ 届出書様式：
貨物自動車運送事業法施行規則第32条第1項
- ⑨ 記載要領・記載例：
提出先となる運輸支局輸送部門又は地方運輸局貨物課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：
各地方運輸局運輸支局輸送部門等
沖縄総合事務局陸運事務所輸送部門
- ② 受付時間：
提出先等にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：
提出先又は地方運輸局貨物課等

国土交通省自動車交通局貨物課	03-5253-8111	(内線41333)
北海道運輸局貨物課	011-290-2743	
東北運輸局貨物課	022-299-8851	(内線382)
北陸信越運輸局貨物課	025-244-7579	
関東運輸局貨物課	045-211-7248	
中部運輸局貨物課	052-952-8037	
近畿運輸局貨物課	06-6949-6447	
中国運輸局貨物課	082-228-3438	
四国運輸局貨物課	087-835-6365	
九州運輸局貨物課	092-472-2528	
沖縄総合事務局陸上交通課	098-866-0061	